

特定建設作業に係る騒音・振動の規制について

三 田 市

● 特定建設作業の届出要領

騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例による特定建設作業を行うときは次の要領で届出してください。

1. 届出が必要な建設作業・・・・・・・・・・騒音 表1
振動 表2
2. 指定地域・・・・・・・・・・三田市全域を指定しています。
3. 規制基準・・・・・・・・・・表3
4. 届出手続
 - (1)届出義務者・・・・・・・・・・建設作業を施行する元請業者
 - (2)届出の期限・・・・・・・・・・作業開始の8日前まで（たとえば7月10日から作業開始の場合には、7月2日までに届出る。中7日ということ。）
 - (3)届出用紙・・・・・・・・・・市ホームページ申請様式提供サービスからもダウンロードできます。）
 - (4)届出種類 ①特定建設作業実施届出書
②特定建設作業工程表及び建設工事工程表
③工事現場及び付近見取図
④その他（機械のカタログの写し等）
 - (5)届出部数・・・・・・・・・・正本2部
 - (6)届出先・・・・・・・・・・三田市役所環境創造課
5. その他 特定建設作業が1日で終了するものは、届出不要です。

● 作業にあたって注意していただきたいこと

1. 工事計画の策定にあたっては、現地周辺の状況を調査のうえ、低騒音、低振動の工法及び機械を採用してください。
2. 苦情があった場合には誠意をもって対応してください。特に、静穏な住宅地域内での建設工事には、住民への配慮（事前に作業内容を説明する等）を行ってください。
3. 指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、三田市長はその防止の方法の改善、特定建設作業の作業時間の変更を勧告、命令することができます。

なお、届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や報告・検査を拒む等、法律や条例の規定に違反した者に対しては、罰則の適用があります。

特定建設作業実施届出書の記入方法

- ① 提出する日を記入してください。
- ② 氏名または、名称及び、住所、並びに法人にあっては、その代表者を記入してください。
押印に替えて、電子メールを記入してください。

< 記 入 例 >

住所（所在地） （〒669-1595）三田市三輪2丁目1番1号

氏名（名称及び代表者） ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○

電話（○○○-○○○-○○○○） 電子メール ○○○○○@○○○.○○○.○○

* 代理人が届出をする場合は、代表者の委任状が必要です。（支店長などもこれに含む）

- ③ 工事全体の名称を記入してください。

< 記 入 例 >

○○新築工事・○○線道路改良工事・○○地区○○工区管渠布設工事

- ④ 工事目的の施設や工作物の概要について記入してください。

< 記 入 例 >

鉄筋コンクリート造3階建 延面積○○㎡・○○管渠布設工事 L=○○m

掘削○○㎡・残土○○㎡・盛土○○㎡

- ⑤ 表1、表2の騒音又は振動の特定建設作業の種類を記入してください。

< 記 入 例 >

さく岩機を使用する作業（ハンドブレイカーは、当作業に該当）

ブレイカーを使用する作業（大型ブレイカーは、当作業に該当）

くい打くい抜機を使用する作業

アースオーガーと併用してくい打機を使用する作業

ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業

コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業

- ⑥ 使用する機械の名称、形式等を記入してください。

< 記 入 例 >

◎ 大型ブレイカー 形式 H2XA 重量○○kg ○○社製

◎ 油圧ブレイカー 形式 HB-5G 重量○○kg ○○社製

◎ ディーゼルパイルハンマー 形式 ○○型 ○○社製 ラム重量○○kg
全長○○mm 打撃数○○回/min 重量○○kg

◎ ハンドブレイカー 形式 CB20A 重量○○kg ○○社製

◎ バックホウ 形式 PC200-6 平積0.60㎡ ○○社製

◎ ブルドーザー 形式 D20P-7A 重量4.00トﾝ ○○社製

◎ アースオーガー 形式 SKC-120VA ○○社製

◎ くい打機 形式 DH-508-105M ○○社製

* アースオーガーと併用してくい打機を使用する作業の場合、くい打機が振動規制法に該当するので、様式第9号も添付して届出してください。

- ⑦ 作業を行う場所の住所を記入してください。
- * 山中等、正確な住所が不明の場合は、〇〇地内と記入してください。
- < 記 入 例 > 三田市三輪2丁目1番1号 三田市役所地内
- ⑧ 作業実施予定期間を記入してください。
- * ただし、作業実施期間が1日間の場合は、届出不要です。
 - * 日曜日と祝日は、原則的に作業禁止日であるので、注意してください。
 - * 届出日と作業開始日との間に中7日間以上が必要であるので注意してください。
- (例) 令和2年4月1日に届出した場合、工事開始日は、4月9日以降となります。
(届出日に8日加えた日数以降が、工事開始日となります。)
- * 年度がまたがる場合(3月から5月にかけての工事のような場合)は、3月末日までの届出と4月1日からの届出に分けて提出してください。
- ⑨ 1日の作業の開始及び終了の時刻、実働時間及び作業を行う日を記入してください。
- * 夜間及び日曜祝日の作業は、原則として禁止されているので注意してください。
- < 記 入 例 >
- | | | | |
|-------|--------|--------|------|
| 作業開始 | 作業終了 | 作 業 日 | 実働時間 |
| 自 8 時 | 至 17 時 | 日祝日は除く | 8 時間 |
- ⑩ 騒音(振動)の防止の方法を具体的に記入してください。
- < 記 入 例 >
- 高さ4mの防音シートをめぐらす。低騒音・低振動型建設機械を使用する。
不必要な高速運転や無駄な空ふかしをしない。出力〇%で作業を行う。
作業休止時には、エンジンを停止させる。等を記入してください。
- ⑪ 工事発注者について氏名又は名称及び住所、電話番号、電子メールを記入してください。
- ⑫ 現場責任者の氏名及び連絡場所、電子メールを記入してください。
- ⑬ 作業を下請人が行う場合には、下請人の氏名及び住所、電話番号、電子メールを記入してください。また、作業を下請人が行う場合の現場責任者、電話番号と電子メールを記入してください。

その他、ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

〒669-1595
三田市三輪2丁目1番1号
三田市役所 環境創造課
TEL 079-559-5080 (直通)
FAX 079-562-3555

表 1

特 定 建 設 作 業	備 考	騒音規制法 第 2 条	県条例 別表第 9
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業	もんけんを除く。 圧入式くい打くい抜機を除く。	第 1 項	1
くい打機をアースオーガーと併用する作業			
びょう打機を使用する作業		第 2 項	2
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。	第 3 項	3
空気圧縮機を使用する作業	電動機の前動機を用いるものを除く。 前動機の定格出力が 15 キロワット未満のものを除く。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。	第 4 項	4
コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	第 5 項	5
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。		
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、前動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。	第 6 項	
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、前動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。	第 7 項	
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、前動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。	第 8 項	
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業			6
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬もしくは鉄球を使用して行う破壊作業			7

表 2

特 定 建 設 作 業	備 考	振動規制法 第 2 条	県条例 別表第 10
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。 油圧式くい抜機を除く。 圧入式くい打くい抜機を除く。	第 1 項	1
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		第 2 項	2
舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。	第 3 項	3
ブレーカーを使用する作業	手持式ものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。	第 4 項	4

表3 規制基準

項 目		基 準	適用除外
音又は振動の大きさ	騒音	85dB	
	振動	75dB	
	測定位置	敷地境界	
作業時刻	①の区域	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	イロハニ
	②の区域	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと	
1日当りの作業時間	①の区域	10時間/日を超えないこと	イロ
	②の区域	14時間/日を超えないこと	
作業時間		連続6日を超えないこと	イロ
作業日		日曜日その他の休日でないこと	イロハニホ

適用除外 イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

ニ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が
付された場合

ホ 変電所の工事であって必要な場合

※区域の区分

区域	騒音規制法に基づく区域	都市計画法上の用途地域等
①	第1種区域	第1種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域 第2種住居地域 市街化調整区域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
②	第4種区域のうち学校、保育所、病院診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域	準工業地域(一部) 工業専用地域
	①以外の地域	

注) 具体的な位置は、兵庫県水大気課又は三田市環境創造課の地図で確認してください。